

○補助対象の要件（個人）

補助対象設備	補助対象の要件
太陽光発電設備 （住宅用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 住宅の屋根に設置し、太陽光発電設備により発電した電気の全部又は一部が同一の敷地内において居住の用に消費されていること。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく、固定価格買取制度（FIT制度）の認定又はFIP（Feed-in Premium）制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(3) 太陽電池の最大出力（設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。))の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）が10kW未満のシステムであるもの。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める事項を遵守すること。</p> <p>(5) 未使用品であるもの</p>
蓄電池 （住宅用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 蓄電池から供給される電気が、同一の敷地内において居住の用に消費されること。</p> <p>(2) 住宅の屋根に設置した太陽光発電設備と常時接続し、当該設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした定置用蓄電池であること。</p> <p>(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4) 未使用品であるもの</p>
宅配ボックス （住宅用）	<p>収納した宅配物を安全に保管し、正当な受取人のみが受け取ることができる機能を有しているものであって、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 市内業者から購入するもの。ただし、住宅の新築、建替及び改修並びに補助対象設備付き住宅を新たに購入する場合は除く。</p> <p>(2) 3辺の合計が80cm以上の荷物が投函できる大きさがあるもの</p> <p>(3) 庫内の最低容量が50L以上である場合は、通気性を有し、内部から扉が開けられる構造であるもの</p> <p>(4) 集合住宅（1棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立された住宅をいう。以下同じ。）においては、補助対象者の住戸前に設置が可能なもので、共用のために使用するものでないこと。</p> <p>(5) 未使用品であるもの</p>
エネルギー管理システム （住宅用）	<p>家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの可視化を図るシステムであって、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 住宅居住者が使用する家電製品及び空調、照明等の機器の電気使用量を個別に計測し、及びその情報を蓄積し、電気使用量の「見える化」が図られていること。</p> <p>(2) 1以上の機器に対して、使用者の確認を介した省エネルギーに資する自動制御機能を有していること。</p> <p>(3) ECHONET Lite規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。</p> <p>(4) 未使用品であるもの</p>

○補助対象の要件（事業者）

補助対象設備	補助対象の要件
太陽光発電設備 （事業所用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 事業所の敷地内に設置し、太陽光発電設備により発電した電気の全部又は一部が同一の敷地内において事業の用に消費されていること。</p> <p>(2) 再エネ特措法に基づく、固定価格買取制度（F I T制度）の認定又はF I P（Feed-in Premium）制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(3) 低圧配電線又は高圧配電線で連携される設備であり、電力会社と電力需給契約が結ばれていること。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める事項を遵守すること。</p> <p>(5) 未使用品であるもの。</p>
蓄電池 （事業所用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 蓄電池から供給される電気が、同一の敷地内において事業の用に消費されること。</p> <p>(2) 事業所の敷地内に設置した太陽光発電設備と常時接続し、当該設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした定置用蓄電池であること。</p> <p>(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4) 未使用品であるもの。</p>
高効率空調設備 （事業所用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 対象施設内に設置するものであり、既存の空調設備を更新することにより、二酸化炭素の排出に係る削減効果が得られるもの。</p> <p>(2) 次の製品のいずれかであること。</p> <p>ア 日本産業規格 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（JIS C9901）（目標年度 2027 年度）に基づく省エネルギー基準達成率が 100%以上の家庭用の空調設備</p> <p>イ 国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている業務用の空調設備</p> <p>(3) 「省エネルギー診断」の受診結果に基づく設備の更新であること（過去に「省エネルギー診断」を受診したものを含む。）。</p> <p>(4) 未使用品であるもの。</p>
高効率照明機器 （事業所用）	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 対象施設内に設置するものであり、既存の照明機器を更新することにより、二酸化炭素の排出に係る削減効果が得られるもの。</p> <p>(2) 次に掲げる調光制御機能のいずれかを有するLED照明機器であること。</p> <p>ア スケジュール制御（あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅し、又は調光制御する機能をいう。）</p> <p>イ 明るさセンサによる一定照度制御機能（明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する機能をいう。）</p> <p>ウ 在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅し、又は調光制御する機能をいう。）</p> <p>(3) 「省エネルギー診断」の受診結果に基づく設備の更新であること（過去に「省エネルギー診断」を受診したものを含む。）。</p> <p>(4) 未使用品であるもの。</p>